

長岡市中心市街地活性化協議会
令和6年度「長岡まちなか若者事業サポート支援金」申込要領

1. 事業目的

若者が中心となって自ら考え取り組む活動に対し支援金を交付し、中心市街地（まちなか）活性化に資するアイデアの実現をサポートすることで、地域の活性化と若者の創造性や起業意欲の促進を図るとともに、プレイヤーの掘り起こしに繋げ、まちなかを盛り上げていく仲間の輪を広げていくことを目的としています。

2. 制度概要

対象事業	長岡の中心市街地（※まちなか）を活性化するとともに、まちなかの魅力発信に繋がる事業や取り組み。 ※長岡市中心市街地活性化基本計画で定義する区域（裏面参照）
事業対象者	下記①・②のいずれかに該当する者または団体。 ①申請者（団体の場合は構成員の大半）が令和6年4月1日時点において16歳以上40歳未満であること。 ※申請者が高校生の場合、保護者等の責任者を必要とする。 ②16歳以上40歳未満の者を主な対象として、まちなかにおける活動を支援することを目的とする団体や個人。
支援金額	A：スタート枠：1件当たりの上限5万円 対象経費の全額を支援する。 B：チャレンジ枠：1件当たり5万円～上限25万円 対象経費の半額（原則）を支援する。（1,000円未満切捨て） ※事業実施前の支援金交付も可能です。
事業実施期間	令和7年2月28日まで
助成件数	スタート枠 5件程度 チャレンジ枠 3件程度
注意事項	①事業実施に直接必要な経費を対象とし、以下については原則として助成対象外とします。 a) 固定費支払い （人件費・労務費、飲食、娯楽、接待等費用、地代家賃、旅費、水道光熱費、利子割引料、租税公課） b) その他、まちづくり部会で協議の上、対象と認めないもの。 ②申請後、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求められることがあります。 ③採択の可否などの理由についてはお答えできません。 ④1申請者・団体につき事業年度内に原則1回まで利用可とする。

3. 申請方法

- ・申請内容について事前に事務局にご相談ください。（相談は随時受け付けます）
- ・所定の申請書類を事務局へ提出してください。
- ・申請者は、「まちづくり部会」において、申請内容についてプレゼンを行うことを要件とし、採択の可否を決定します。

4. 申請期間

第1回：7月15日（月）まで

第2回：8月31日（土）まで

第3回：10月31日（木）まで

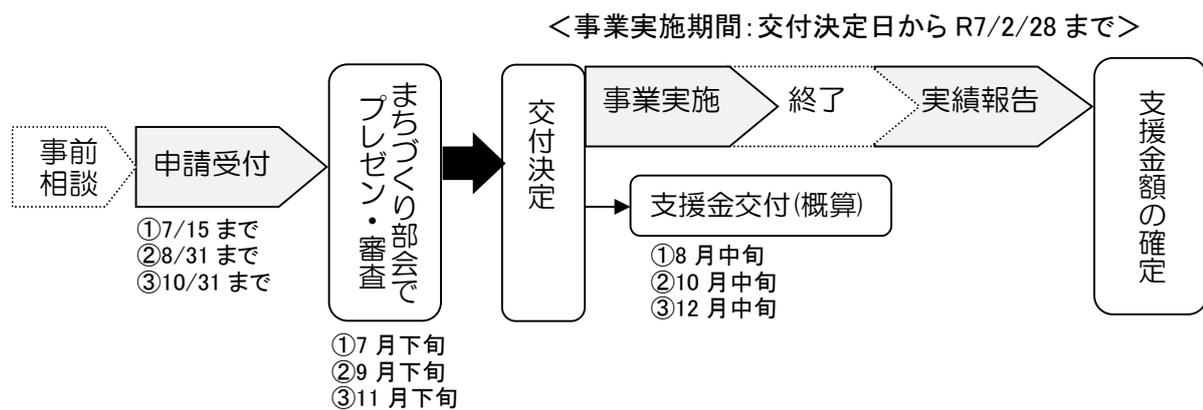
※予算に到達次第、受付を終了します。

5. その他

(1) 本制度適用が決定した事業については、指定の口座へ支援金を振込みます。

(2) 事業完了後は、当事務局まで実績報告書類を提出いただくとともに、まちづくり部会において、成果報告をしていただきます。

●スケジュール（予定）

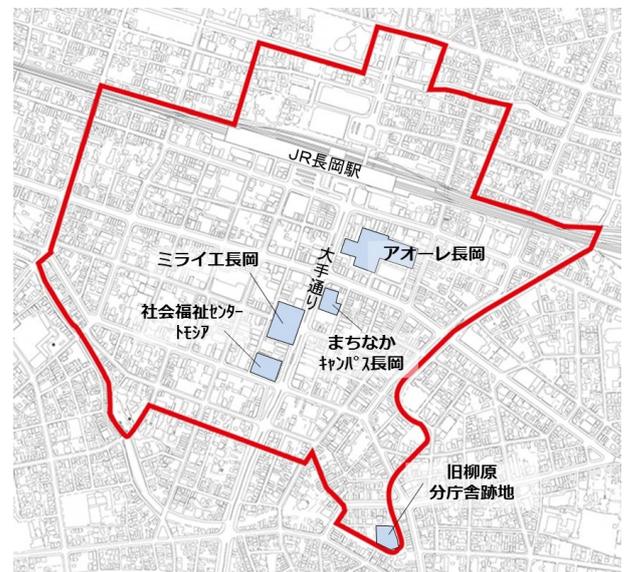


上記スケジュールを参考に、事業実施に間に合うよう申請を行ってください。

また、令和7年2月28日までに事業を完了させ、実績報告を提出する必要があります。

●「中心市街地（まちなか）」の範囲について

大手通十字路を中心とした、
およそ半径500m以内の区域を含む、
JR長岡駅周辺の商業地域及び近隣
商業地域を中心とした約96.3haの区域。
(右図参照)。



申込み・お問合せ先

長岡市中心市街地活性化協議会 事務局

特定非営利活動法人ながおか未来創造ネットワーク

TEL : 39-2500 E-mail : network@ao-re.jp